

土地改良区だより NO.22
水土里ネット大口



伊佐市大口土地改良区

〒895-2525
 鹿児島県伊佐市大口下殿563番地
 Tel 0995-22-9013 Fax 0995-22-5528
 E-mail midorinet-okuchi@ec3.technowave.ne.jp

- ◇ 組合員の総数 1,529名
- ◇ 地区の総面積 735町6反 (2015.10.26現在)



実りの伊佐平野!!

田植直後からの長雨、台風15号の直撃など今年は大変厳しい自然の猛威にさらされました。そのような状況の中、秋の取り入れを迎えました。鳥神山から実りの耕地を望む

ごあいさつ

理事長 田崎 英治

晩秋の候、組合員の皆様には日頃より土地改良区の運営に特段のご理解とご協力を頂いておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、昨年度国においては水田農業政策の改革が打ち出され、特に経営所得安定対策として水田フル活用とするコメ政策に向かっております。3年後のいわゆる減反の廃止が決定している中、TPP協議による食用米の輸入拡大の合意がなされ、作付自由化の流れにおいては米価低迷は避けようのない状況となります。10年後の所得倍増を打出しながらも経営に対する明確な手立ても示されていない現状があります。

このような中、本年度の農林水産関連予算は飼料用米支援をはじめ、畜産関連の財源が大きく、土地改良関係の農業農村整備事業費の伸びは芳しいとは言えない状況です。農業農村の使命は農産物の安定供給はもとより、自然環境の良好な保全にもあります。農業経営においては自然の影響に大きく左右されながらも、地域の「結い」の精神により先人の苦勞により築いてきた農地や施設を懸命に維持して参りました。今年も近年にない大きな台風に見舞われ、農作物はもちろん農業用施設への倒木など、その処理には多大な労力が費やされたところです。自然災害ばかりでなく、これら施設も既に耐用年数に経過しつつあるものも多くみられますが、年次計画により整備補修を進めなければなりません。

少子高齢化・担い手不足の中、今後も適正な維持管理に当たっては、これら施設の公共性の高さ、重要性をアピールしながら、事業財源確保に対し各関係機関への要望に努めるとともに組合員の負担軽減を念頭に努力して参りたいと思っております。組合員の皆様の更なるご理解とご協力をお願いいたしましてご挨拶いたします。

財務状況報告

規約第46条、会計細則65条により、伊佐市大口土地改良区の財務状況を公表します。

平成27年度 一般会計収入支出予算の執行状況

平成27年9月30日現在（単位：円）

収 入			支 出				
科 目	予 算 額	収入済額	未収入額	科 目	予 算 額	支出済額	予算残額
1. 組合費	15,719,430	0	15,719,430	1. 事務費	16,236,000	5,331,176	10,904,824
經常賦課金	12,960,000	0	12,960,000	事務費	15,770,000	5,331,176	10,438,824
特別賦課金	2,759,430	0	2,759,430	総代会費	466,000	0	466,000
2. 使用料	450,000	673,500	△ 223,500	2. 財産費	3,517,700	0	3,517,700
3. 補助金	39,307,800	2,340,000	36,967,800	3. 諸負担金	248,000	156,040	91,960
償還金	36,727,800	0	36,727,800	4. 借入金利息	10,000	0	10,000
水門	190,000	0	190,000	5. 維持管理費	6,435,000	747,293	5,687,707
施設管理	2,390,000	2,340,000	50,000	水路費	2,327,000	110,173	2,216,827
4. 雑収入	2,465,570	72,116	2,393,454	管理費	3,108,000	637,120	2,470,880
電柱敷地料	1,300,000	0	1,300,000	適正化事業	1,000,000	0	1,000,000
加入金	10,000	0	10,000	6. 事業費	47,460,700	45,923	47,414,777
雑収入	275,570	72,116	203,454	事務費	855,000	45,923	809,077
業務受託料	880,000	0	880,000	負担金	360,000	0	360,000
5. 繰入金	8,539,200	0	8,539,200	償還金	46,245,700	0	46,245,700
6. 繰越金	8,168,000	9,365,244	△ 1,197,244	7. 返戻金		0	0
				8. 予備費	742,600	0	742,600
計	74,650,000	12,450,860	62,199,140	計	74,650,000	6,280,432	68,369,568

土地改良区の事業会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、5月末日を出納閉鎖日として、決算書を作成しております。

年2回の定期監査の他、九州農政局及び土地改良区監理所管による定期検査が実施され、事業並びに土地改良区運営の全般にわたり検査指導が行われ、牽制強化により会計経理の健全化を図り、内容を明瞭にしております。

平成26年度

一般会計収入支出決算書（単位：円）

収 入		支 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
1. 組合費	15,751,420	1. 事務費	12,916,327
2. 使用料	977,250	2. 財産費	2,717,600
3. 補助金	46,634,567	3. 諸負担金	226,624
4. 雑収入	2,585,361	4. 借入金利息	0
5. 繰入金	9,677,200	5. 維持管理費	3,082,267
6. 繰越金	8,780,715	6. 事業費	56,048,451
		7. 返戻金	50,000
		8. 予備費	0
計	84,406,513	計	75,041,269

収支差引残高9,365,244円が平成27年度へ繰越

平成26年度

特別会計収入支出決算書（単位：円）

会計種別	収入決算額	支出決算額	差 引
地区除外決済金積立	23,483,426	1,357,200	22,126,226
退職給与積立金	12,479,743	0	12,479,743
研修費積立金	305,544	0	305,544
河川道路用地売却金	2,039,946	150,000	1,889,946
管理用地使用料積立	7,750,570	288,688	7,461,882
財政基金積立金	4,105,052	0	4,105,052
担い手育成支援事業	5,994,005	5,994,005	0
経営安定対策事業	5,535,010	5,535,010	0

差引額が平成27年度へ繰越

監査報告

平成27年度第1回監事会が開催され、平成26年度の運営・事業・会計・経理について監査が実施されました。その結果、何ら異常等は認められなかったことを報告致します。

平成27年7月3日

総括監事 石原 昭紀 (印)
 監 事 鳥巢 祐二 (印)
 山口 正二 (印)

平成26年度 財産目録

（平成27年5月31日現在）

資 産

流動資産（現金、預金）	9,365,244円
特定資産（積立金見返預金）	51,018,393円
出資金（県信連、北さつま農協）	98,000円
固定資産（備品等）	2,252,356円
資産合計	62,733,993円

負 債

長期負債（県営圃場整備事業借入金）	140,355,760円
短期負債（積立引当金等）	51,018,393円
負債合計	191,374,153円

水土里サークル活動組織の紹介

1. 組織名 2. 活動区域(自治会)
3. 対象面積 4. 活動区分

大口土地改良区管内で多面的機能支払交付金（水土里サークル活動）を実施している12組織を紹介します。



1. 大田・里環境組合
2. 大字大田、里の北部区域
3. 91.6ha
4. 農地維持・共同・長寿命化



1. 諏訪地区環境保全会
2. 大字里の南部および大島の一部
3. 30.3ha
4. 農地維持・共同



1. 忠元地域環境保全会
2. 国ノ十・原田・上原田自治会
3. 51.5ha
4. 農地維持・共同



1. 水ノ手千束松地域資源保全会
2. 水ノ手・千束松自治会
3. 15.8ha
4. 農地維持・共同



1. 鳥巢上環境保全会
2. 鳥巢上自治会
3. 13.8ha
4. 農地維持・共同



1. 羽月中央地域資源保全会
2. 大字大島・金波田・堂崎及び下殿・白木の一部
3. 144.6ha
4. 農地維持・共同



1. 下高農村保全会
2. 下殿・高津原自治会
3. 33.6ha
4. 農地維持・共同



1. 上牛尾NMK保全会
2. 白ヶ谷・永野原・奈良野・鉾業所自治会
3. 21.7ha
4. 農地維持・共同



1. 牛尾ふるさと・水土里の会
2. 牛尾自治会
3. 44.0ha
4. 農地維持・共同



1. 木ノ氏地区環境組合
2. 大字木ノ氏
3. 33.6ha
4. 農地維持・共同・長寿命化



1. 陣之尾農地水保全会
2. 陣之尾・山ノ口自治会
3. 52.3ha
4. 農地維持・長寿命化



1. 篠原環境保全整備隊
2. 篠原自治会
3. 41.2ha
4. 農地維持・共同

今後の事業計画について

県営農村地域防災（ため池等整備）事業について

1. 整備地区：木崎上池地区
2. 事業内容：平成28年度 堤体本体工並びに洪水吐工の実施
3. 事業費：74,800千円（平成28年度分 概算）



来年度より本格着工することとなります。地元負担につきましては市長へ要望書を提出し、事業費の1%の負担という配慮を頂きました。法手続きに必要な施工同意もクリアし、大田圃場全域による負担カバーを目指しております（総代会決議）。ご理解をお願いいたします。

県営農村地域防災（用排水施設整備）事業について

1. 整備地区：水車地区
2. 事業内容：平成28年度 測量・詳細設計の実施
3. 事業費：5,300千円（平成28年度 測量試験費 概算）



現在の放水門は手動式のスライドゲートであり、洪水時には管理者の危険が伴う操作となるばかりでなく、経年劣化により迅速な対応が困難な状況となっております。用排水路から洪水が発生した場合、農地への被害だけでなく市道など公共施設、民家への被害が想定されます。

営農はもとより地元住民の生活にも支障を与える可能性が大きいことから、放水施設の完全自動化を目指して参ります。



完成設置例

関係地域受益者の皆様には法手続きに必要な施工同意の徴集にご協力をお願いいたします。



現在の山下放水門

水車放水門同様に、里用水路に設置してある山下放水門についても、表記事業において2門とも完全自動化を念頭に平成30年度の施工実施へ向けて計画中です。

農業水利施設小水力発電推進事業について



羽月地区の竜石（たつし）池へ発電施設の導入を目指して参りましたが、現地診断により、渡り鳥のフン害等が懸念され、年間発電量に対し維持管理コスト面で採算性が合わないとの結果が出ました。理事会決議により竜石池への施設導入は断念いたしました。

今後も発展的に新たな候補地等の拾上げに努めて参りたいと思います。



平成27年度 賦課金及び徴収期間について

1. 賦課額（予算額）

- (1) 経常賦課金 12,960,000 円
 10a当りの賦課額
 田：一律 1,800円（定款で定めた天水田については1/2）
 畑：一律 900円



- (2) 特別賦課金 2,759,430 円（ほ場整備事業工事費受益者負担分）
 10a当りの賦課額

	第二山野地区	羽月地区	第二羽月地区	大口中央地区 一般地区	湾洲脇牟田地区
	返済予定額	740円	3,880円	5,230円	100円
担い手事業	H20完了	H25完了	-3,300円	H16完了	
経営安定事業	-490円	-2,260円	-1,070円	-20円	同比率
軽減措置額	250円	1,620円	860円	80円 *1	規模別

*1 大口中央地区（湾洲脇牟田地区含む）の最終年度の特別賦課金は、償還金積立金取崩で対応いたします。従って本年度の特別賦課金徴収金は「0」です。

2. 徴収期間と徴収方法

- (1) 徴収期間 平成27年11月20日から平成27年12月10日まで
- (2) 徴収方法 原則として集落別による徴収を行っております。

平成26年度も、賦課金徴収100%を達成!!

JA北さつま口座からの自動振替も実施しておりますので事務局へお問い合わせください。
 平成28年度から郵便局からの自動振替も検討したいと思っております。
 希望される方はご一報ください。

組合費（賦課金）は土地改良区運営の主要な財源です。
「賦課金の期限内納入にご理解とご協力を」

本年度をもちまして担い手育成支援事業並びに経営安定対策基盤整備緊急支援事業が全ての地区で完了となります。特に羽月・第二羽月地区においては償還が10年近く残っておりますが、これまでの補助事業による均等調整の積立により、本来の約定額の1/3～半額程度の負担となるように、これら積立金の取崩しで対応してまいります。今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

経常賦課金とは・・・土地改良組合の運営費および施設の維持管理費になります。管理区域内で登記簿上、「田・畑」である以上、固定資産税と同様の扱いとなります。

特別賦課金とは・・・県営ほ場整備事業等の事業負担金です。農家の負担分を毎年分割という形で、国へ返納しております。

**** 償還金（特別賦課金）の残債期間 ****

第二山野地区・・・平成29年度まで 羽月地区・・・平成35年度まで
 第二羽月地区・・・平成36年度まで

組 合 員 の 皆 様 へ

自己圃場の補修は本人負担が原則です!

個人所有地の法面崩壊等において、土地改良区に修復を求められることがあります。経常賦課金には個人農地の復旧費までは入っておりませんのでご理解ください。自己の管理責任についての修復が原則です。

- ・日頃から自己の圃場をよく見回り、モグラ穴等、畦畔の崩壊につながる要因を未然に防ぎましょう。
- ・取水に当っては、時期的に水不足をきたす地区は、過灌水による垂れ流しに注意し、間断灌水の徹底に努めましょう。

本区専用Webページができました!

鹿児島県土地改良事業団体連合会のサイト内に、当改良区のページができました。管内での様々な取組みや地域の行事など少しずつではありますが、情報を発信して参ります。PRLたい情報などお寄せください。

サイトURL

<http://www.midorinet-kagoshima.jp/region-page/region-ookuchi/>

スマホ・携帯でのアクセスは右のQRコードをご利用ください。



維持管理計画書の変更手続きについて

平成18年2月に大口中央、大田両土地改良区を吸収合併し、現在まで各々の維持管理計画書により管理等にあたって参りましたが、平成23年度実施されました法132条検査により統一した維持管理計画書への変更を指摘され、この度ようやく編纂を終えたところです。

この維持管理計画書は土地改良法により整備が義務づけられており、土地改良区が行う施設の維持管理や賦課金の徴収根拠を明らかにする最も重要なものです。

変更につきましては全組合員の3分の2以上の同意を必要とします。来春開催の総代会上程に向け同意徴集を進めて参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

こんなときは必ず届出を!!

- ◎ 農地の異動
(売買・交換・賃貸借等)
- ◎ 農業者年金受給による経営移譲
- ◎ 組合員の死亡・住所の変更等
- ◎ 農地を宅地等へ転用
- ◎ 公共事業(用地買収)による転用
- ◎ 指定口座の閉鎖

届出がない場合は、
従前の人に賦課金
がかかります。

※ 農業委員会に届け出済または、法務局で既に所有権移転登記が完了であっても、土地改良区へ届出がないと土地台帳等の変更はできません。
(土地改良法第43条)

※ 農地を転用する場合は、転用(地区除外)決済金が発生します。
(転用により農地が減少することで、残された組合員への施設管理費等の負担を軽減するため)